

除雪管理システム及び公開型 GIS 導入業務委託

公募型プロポーザル実施要領

1. 目 的

本業務は、除雪車両に搭載する GPS 端末等を用いて除雪車両の作業状況を把握・管理し、冬期における除雪車両の位置情報をリアルタイムで把握することで、住民からの問い合わせに対し迅速かつ的確に対応できる体制が整うとともに、除雪状況についてインターネットを通じて住民へ公開することで、地域の除雪状況を誰もが容易に確認できるようになり、住民の安心感及び利便性の向上に寄与する。

さらに、除雪機械の稼働状況をデータとして蓄積・管理することにより、地域特性や道路状況に応じた除雪路線、作業体制の見直しや改善が可能となり、将来的な除雪サービスの質の向上及び住民生活の安全性向上にも資することを目的とする。

2. 業 務 名

除雪管理システム及び公開型 GIS 導入業務委託

3. 業 務 内 容

別紙仕様書のとおり

4. 履 行 期 間

契約締結日の翌日から令和 9 年 3 月 1 2 日まで

5. 予 算

(1) システム導入構築費（システム構築期間におけるクラウド利用料等を含む）

1 4 1, 7 5 7, 0 0 0 円（消費税及び地方消費税を含む）

(2) システム運用費（令和 9 年度）

1 4, 7 4 0, 0 0 0 円（消費税及び地方消費税を含む）

※本上限額は、導入にかかる経費並びに新システム稼働後の運用等経費の金額であるが、契約時の予定価格を示すものではなく、企画内容の規模を示すためのものであることに留意すること。

6. プロポーザル方式採用の具体的な理由とその導入効果

本業務は、除雪車両に搭載する GPS 端末等を用いて除雪車両の作業状況を把握・管理し、併せて住民からの問い合わせに対し迅速かつ的確に対応できる体制を整えることで、将来的な

除雪サービスの質の向上及び住民生活の安全性向上を図ることができるシステムを構築するものであり、高度な企画力及び技術力を有し、意欲ある事業者を選定することが必要となっている。

プロポーザル方式を採用することにより、価格のみの競争ではなく、事業者の実績、経験、技術力、企画力等、受託者としての適格性を確認し、本業務に最も適した事業者を比較、判断することが可能となる。

7. 受注者決定までの事務手順

本プロポーザルの主な日程は次のとおりとする。ただし、本町の都合により日程を変更する場合がある。

年月日	内容
令和8年3月19日(木)	公募開始
令和8年3月31日(火)	質問書提出期限
令和8年4月8日(水)	質問書への回答公表日
令和8年4月21日(火)	提案書等提出期限
令和8年4月28日(火)	プレゼンテーション実施
令和8年5月11日(月)	選定結果通知
令和8年5月21日(木)	契約締結

8. 選定方法

公募型プロポーザル方式

9. 公募条件

本プロポーザルに参加することができる者は、次に掲げる事項を全て満たすものとする。共同企業体の場合は、別途記載がある場合を除いて、すべての構成会社が条件を満たすこと。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4(一般競争入札の参加者の資格)で規定する参加させることができない者、又は、参加させないことができる者、のいずれにも該当しないこと。
- (2) 別海町の競争入札参加資格者名簿のうち、設計等資格者名簿の「測量」部門及び物品役務資格者名簿の「役務・その他部門_情報処理業務」に登録されていること。
- (3) 本プロポーザルの参加表明の提出期限から契約締結の日まで、別海町から競争入札参加資格者指名停止事務処理要領で基づく指名停止の措置を受けていないこと。
- (4) 別海町暴力団排除条例(平成24年条例第23号)第2条第2項に規定する暴力団員又は同条第3号に規定する暴力団関係事業者に該当しないこと。
- (5) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立てがなされている者、又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てがなされて

いる者（再生手続開始の決定を受けている者を除く）でないこと。

- (6) 過去5年間（令和3年度から令和7年度）において、他の地方公共団体が発注した「除雪管理システムの導入実績」「公開型 GIS の導入実績（除雪情報のみの公開含む）」「数値図化の業務実績」を有していること。なお、除雪管理システムの導入実績は、発注機関が管轄する全域での導入実績を対象とし、一部エリアの実績や試験導入等は対象外とする。（共同企業体として参加する場合、代表会社がすべての実績を有していること）
- (7) 北海道内に本社を有していること。（共同企業体として参加する場合、代表会社が北海道内に本社を有していること）
- (8) JIS Q 27001（ISMS：情報セキュリティマネジメントシステム）の認証を受けていること。

10. 提案内容

提案書等は、仕様書を基に、専門知識を有しないものであっても容易に理解することができる内容とし、別海町除雪管理システム及び公開型 GIS 導入業務委託公募型プロポーザル方式提案審査基準の別表における「審査項目及び審査基準」の内容を記載すること。

11. 提案書等の様式

No.	種類	様式	部数	備考
1	参加申込書	第1号様式	1	共同企業体として参加する場合は協定書を添付すること。
2	誓約書	第2号様式	1	
3	会社概要書	第3号様式	1	すべての構成会社が提出
4	実績報告書	第4号様式	1	すべての構成会社が提出
5	業務実施体制表	任意様式	1	
6	業務従事者一覧	第5号様式	1	
7	提案書	任意様式	10	
8	機能要件一覧	別紙1	1	機能項目ごと確認欄等に必要事項を記載し提出すること。
9	参考見積書	第6号様式	1	令和9年度の見積額も参考額として併せて記載すること。
10	参考見積内訳書	任意様式	1	見積項目は参考様式を参照。

【提案書作成上の留意事項】

- ・1部ずつ紙製フラットファイルに綴ること。
- ・A4版両面印刷（A3版の用紙を用いる場合は、A4版に折りたたむこと）30ページ以内とする。
- ・文字フォントは11ポイント以上、図表等では他のフォントサイズも使用可能とする。

- ・提案書ファイルの表紙及び背表紙には、件名を記載すること。
- ・提案書の内容は、別海町除雪管理システム及び公開型 GIS 導入業務委託公募型プロポーザル方式提案審査基準の別表における「審査項目及び審査基準」の審査項目により構成し、該当する審査項目の番号等見出しを付すこと。

12. 提案書等の提出方法

- (1) 持参又は郵送により提出すること。

<提出先>

別海町役場建設水道部管理課（管理・維持担当）

〒086-0205 北海道野付郡別海町別海常盤町 280 番地

電話：0153-74-9841

※持参の場合は、行政機関の休日に関する法律（昭和 63 年法律第 91 号）第 1 条に規定する行政機関の休日（以下「休日」という。）を除く日の午前 9 時から午後 5 時までとする。

※郵送の場合は、簡易書留郵便等、配達完了の確認ができる方法とし、期日までに必着とする。また、参加者の責任において発注者に必ず提案書等の到着の確認を行うこととする。

- (2) 提出後に辞退する場合は、直ちに電話で連絡し、辞退書（任意様式）を提出すること。
- (3) 提案書等の作成、提出等に係る費用は、事業者の負担とする。
- (4) 提案書等は返却しない。
- (5) 提案書等の追加、変更、再提出等は認めない。

13. 提案書等の提出期限

令和 8 年 4 月 2 1 日（火）午後 5 時

14. 質疑応答

本業務に関し質問がある場合は次のとおりとし、他の方法による質問は一切受け付けない。

また、本業務に直接関係する質問にのみ回答するものとする。

- (1) 質問方法 電子メール（到達を電話で確認すること。）
- (2) 質問様式 質問書（様式 7）※本業務に関する全般的な質問を対象とする。
- (3) 提出期限 令和 8 年 3 月 3 1 日（火）午後 5 時
- (4) 送信先 別海町建設水道部管理課（kanri@betsukai.jp）
- (5) 回答方法 質問と回答は、4 月 8 日（水）までに町ホームページで公開する。

15. 審査委員会

委員は、建設水道部長（委員長）、管理課長（副委員長）、事業課長、学校教育課長、人事財産課長とする。

16. 審査スケジュール

(1) 審査日時

令和8年4月28日(火)

※開始時間等詳細については提案書等受領後に別途通知する。

(2) 審査場所

別海町役場内

(3) 審査手順

審査手順については、「除雪管理システム及び公開型GIS導入業務委託公募型プロポーザル方式提案審査基準」のとおり。

17. 審査項目

審査項目については、「除雪管理システム及び公開型GIS導入業務委託公募型プロポーザル方式提案審査基準」のとおり。

18. 審査結果の通知

審査会での契約候補者の決定後、個別に結果を通知する。

なお、選定過程及び選定結果に関する質問、異議申立ては一切受け付けないものとする。

19. 問い合わせ先

別海町役場建設水道部管理課(管理・維持担当)

〒086-0205 北海道野付郡別海町別海常盤町280番地

電話：0153-74-9841

メール：kanri@betsukai.jp